計画作成年度	令和2年度
変更年度	令和4年度
計画主体	日高町

日高町鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署名 日高町産業建設課

所 在 地 和歌山県日高郡日高町大字高家626番地

電話番号 0738-63-3804

ファックス番号 0738-63-3822

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、タヌキ、アナグマ、アライグマ、鳥類(カラス,スズメ)
計画期間	令和3年度~令和5年度
対象地域	日高町(全域)

- (注) 1 計画期間は、3年程度とする。
 - 2 対象地域は、単独又は共同で被害防止計画を作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の状況(令和元年度)

Ė ₩\ o 1∓ *T		被害の現状	
鳥獣の種類 	品目被害数值		数値
イノシシ	水稲、果樹等	2,337千円	261アール
シカ	水稲、林産物等	72千円	11アール
サル	果樹類、水稲等	5,155千円	234アール
タヌキ	野菜類等	被害数值	直未把握
アナグマ	野菜類等	被害数值	直未把握
アライグマ	野菜類等	被害数值未把握	
鳥類(カラス、スス゛メ)	水稲、野菜等	被害数值	直未把握
	†	7,564千円	506アール

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除 く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

近年、日高町における鳥獣被害は、年中を通してイノシシ、シカ、サル、タヌキ、アナグマなどを中心として、農林産物に被害を与え、令和元年度の被害額は、約7,564千円となるなど深刻な問題となっている。

なかでも、イノシシ、サル、シカ及びタヌキについては、生息数が顕著に増加していると思われ、農地及び人里周辺に出没し被害を与えている。特に、サルにおける被害は深刻で集団で群れ、人間への警戒心が薄れてきているように感じられる。また、全ての獣種につき、町内ほぼ全域で被害が確認できる。

- (注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向)などについて記入する。
 - 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図などがあれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和5年度)	
農作物被害額	7,564千円	6,770千円	※1割減
イノシシ	2,337千円	2,103千円	
シカ	72千円	64千円	
サル	5,115千円	4,603千円	

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 - 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	(十) に不明してこれは日初正月末			
	従来講じてきた被害防止対策	課題		
捕獲等 に関する 取 組	日高町猟友会への有害捕獲の従事依頼 により、狩猟に加え有害での捕獲を推進し てきた。また、有害捕獲従事者に中型獣 種捕獲檻を無料で貸し出している。 有害捕獲については、捕獲報償金制度 を設け、捕獲経費への助成を実施してい る。	捕獲従事者の負担増や高齢化などにより、 捕獲の担い手が減少。捕獲数増加による町負 担の増加。また野生獣の生息数が増加してい るため、捕獲のみによる対策では、被害を抑制 できない。 野生鳥獣が住みづらい環境づくりにより一層 取り組まなければならない。 また、捕獲鳥獣の処分方法が確立されておら ず、有効利用の観点から検討が必要となって いる。		
防護柵の 設置等 に関する 取 組	県や町による補助金等を活用して、平成 14年度より令和元年度までで全体総延長 82,312m、のベ受益者数508戸への設置を 実施。 必要に応じ、有害鳥獣防除機器を農家 に無料で貸し出し追い払いを行っている。	防護柵の高さなどから、シカやサルに対する 防護が困難である。 また、個別柵ばかりではなく、集団での取組 みを誘導し、老朽化した柵の更新等が課題と なっている。 また、耕作放棄地の適正管理。中山間地に おいては、薮の刈り払いで耕作地までの視界 を確保し、計画的に林野の間伐を行っていく必 要がある。		

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
 - 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
 - 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追い上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

日高町における被害軽減のためには、防護柵等による農作物の防護、農地に繰り返し出没する個体の捕獲、刈り払いや餌場の除去等の集落環境を整備する取組を総合的に実施する必要がある。防護柵については、国庫や県単独事業などを活用し、極力、個別柵とならないよう集落を効率的にカバーできる設置方法を推進する。

捕獲については、実施隊や日高町猟友会との連携を密にし捕獲に努めると共に、狩猟免許の取得支援を実施し、農家自身による捕獲についても推進して行く。また、集落全体の餌場や住みかの価値を下げていくため、ひとりひとりの意識改革が重要であり、そのための啓発活動や刈り払い等、農地・山林の適正管理を推進する。

被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被 (注) 害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

平成25年度より町職員による実施隊を編成しているが、農業者の高齢化により農作物の被害防止活動が負担となってきている状況、また農業被害が集中する時期や地域のを防護することが必要であるため、日高町猟友会員のうち、被害防止対策の実施に積極的に取り組む従事者を実施隊員に任命し、更なる被害防止および捕獲体制の充実を図る。有害従事依頼者総数48名(内日高町猟友会延べ37名)

- 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による 対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割につい て記入する。
 - 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
3年度	イノシシ・シカ・サル ・タヌキ・アナグマ ・アライグマ・鳥類	日高町猟友会と連携し、銃器・箱わな・くくりわななどによる捕獲の 強化を図る。 県単事業等活用し捕獲に伴う負担軽減を図るとともに、農業者に 対する狩猟免許取得及び各集落への捕獲わな設置を推進する。
4年度	イノシシ・シカ・サル ・タヌキ・アナグマ ・アライグマ・鳥類	実施隊を編成し、捕獲及び情報収集等を行い、被害防止対策を適切に実施する。日高町猟友会と連携し、銃器・箱わな・くくりわななどによる捕獲の強化を図る。 県単事業等活用し捕獲に伴う負担軽減を図るとともに、農業者に対する狩猟免許取得及び各集落への捕獲わな設置を推進する。
5年度	イノシシ・シカ・サル ・タヌキ・アナグマ ・アライグマ・鳥類	実施隊員による捕獲及び情報収集等を行い、被害防止対策を適切に実施する。日高町猟友会と連携し、銃器・箱わな・くくりわななどによる捕獲の強化を図る。 県単事業等活用し捕獲に伴う負担軽減を図るとともに、農業者に対する狩猟免許取得及び各集落への捕獲わな設置を推進する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数の設定の考え方

和歌山県鳥獣保護管理事業計画や第二種特定鳥獣管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施して行く。

・イノシシ

捕獲数は増加しているが、農地周辺に出没する加害個体の数も増加傾向にあるため捕獲を行い着実な被害減少を目指す。

・シカ

農地や林産地周辺に出没する加害個体が近年特に増加傾向にあるため捕獲を行い着実な被害減少を目指す。

・サル

農地や林産地周辺に出没する加害個体が増加傾向にあるため捕獲を行い着実な被害減少を目指す。

・タヌキ

捕獲数は増加しているが、農地周辺に出没する加害個体の数も増加傾向にあるため捕獲を行い着実な被害減少を目指す。

・アナグマ

農地周辺に出没する加害個体の数も増加傾向にあるため捕獲を行い着実な被害減少を目指す。

・アライグマ

捕獲数は多くないが、農地周辺に出没する個体が増加傾向にあるため捕獲を行い着実な被害減少を目指す。

・鳥類(カラス、スズメ)

農作物などへの被害頻度に伴い適正な捕獲を実施して行く。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入 する。

対象鳥獣	捕 獲 計 画 数 等 (単位:頭または羽)			備考
刈	令和3年度	令和4年度	令和5年度	1佣行
イノシシ	550	550	550	
シカ	400	500	500	
サル	250	250	250	捕獲計画数は、
タヌキ	80	80	80	有害捕獲による
アナグマ	80	100	100	数値とする。
アライグマ	60	60	60	
鳥類(カラス、スス゛メ)	50	50	50]

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

野生鳥獣による被害を防止するため、実施隊員及び日高町猟友会の協力の下、狩猟期間はもちろんのこと被害を受けている期間は年間を通して有害捕獲を実施する。

また、農業者に狩猟免許の取得及び集落等が主体となった捕獲体制を推進することにより、農地等に出没する加害野生鳥獣の捕獲の実効性を高めていく。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
 - 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

ライフル銃は、イノシシ、ニホンジカといった大型獣の捕獲に有効である。農地周辺に出没する個体を効率的に捕獲することができる。実施隊員及び日高町猟友会の協力の下、狩猟期間はもちろんのこと被害を受けている期間は年間を通して有害捕獲を実施する。捕獲予定場所については、跳弾等の事故防止のため、安全性が十分確保できる場所に限ることとする。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲を行い場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、 捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし(県より既に移譲済み)

- 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、 捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被 (注) 害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3 項)。
 - 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。
- 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣		整備内容	
对 然局部	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ・シカ・サル・ タヌキ・アライグマ・ アナグマ・鳥類	電気柵・トタン柵 ・ワイヤーメッシュ等 延長3,000m 日高町内全域	電気柵・トタン柵 ・ワイヤーメッシュ等 延長3,000m 日高町内全域	電気柵・トタン柵 ・ワイヤーメッシュ等 延長3,000m 日高町内全域

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 - 2 侵入防止策の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	イノシシ・シカ・サル・ タヌキ・アライグマ・ アナグマ・鳥類(カラス、 スズメ)	被害防止には、集落全体で取り組むことが大切なため、一人一人の意識改革が必要である。このため、研修会の開催やパンフレット配布等による啓発活動を行うと共に、集落の餌場・住みかとしての価値を下げるための収穫残渣の除去や耕作放棄地の草刈り、里山の刈り払い等への住民の参画を促し、野生獣による農林産物被害が発生しない環境づくりを促進する。
令和4年度	イノシシ・シカ・サル・ タヌキ・アライグマ・ アナグマ・鳥類(カラス、 スス [・] メ)	被害防止には、集落全体で取り組むことが大切なため、一人一人の意識改革が必要である。このため、研修会の開催やパンフレット配布等による啓発活動を行うと共に、集落の餌場・住みかとしての価値を下げるための収穫残渣の除去や耕作放棄地の草刈り、里山の刈り払い等への住民の参画を促し、野生獣による農林産物被害が発生しない環境づくりを促進する。
令和5年度	イノシシ・シカ・サル・ タヌキ・アライグマ・ アナグマ・鳥類(カラス、 スズメ)	被害防止には、集落全体で取り組むことが大切なため、一人一人の意識改革が必要である。このため、研修会の開催やパンフレット配布等による啓発活動を行うと共に、集落の餌場・住みかとしての価値を下げるための収穫残渣の除去や耕作放棄地の草刈り、里山の刈り払い等への住民の参画を促し、野生獣による農林産物被害が発生しない環境づくりを促進する。

- 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追い上げ・追い払い活動、放任果樹の除 (注) 去等について記入する。
- 5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の 対処に関する事項

(1)関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
日高町	情報収集、連絡調整
日高振興局	情報収集、連絡調整
御坊警察署	情報収集、緊急時における活動協力
日高町猟友会(2分会)	捕獲活動
日高町鳥獣被害対策実施隊	活動協力
鳥獣保護管理員	活動協力

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入す る。
 - 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 - 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合 の対処に関して、規程等を作成している場合は、添付する。

(2)緊急時の連絡体制

日高町 日高振興局 御坊警察署 (産業建設課、関係者連絡網により関係各 課、関係機関へ連絡) 鳥獣保護管理員 仑 日高町猟友会(2分会) 日高町鳥獣被害対策実施隊 (捕獲活動の実施)

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲鳥獣については、捕獲者が解体し、肉等を有効に利用することを基本とするが、やむを得ない場合には、捕獲場所付近に埋設処理するなど、環境に影響を与えないよう適切に処理する。

適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した鳥獣については、近隣市町村及び関係機関と協力しながら、食肉、ペットフードになど利用できるものについては有効活用できるように検討していく。

- 1 食肉、ペットフード及び皮皮としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
- (注) 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	日高町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役 割
日高町 産業建設課	施策の立案、対策の実施指導、被害実態調査
日高振興局 農業水産振興課	施策立案の助言・指導、対策の実施指導及び支援、被害実態調査
紀州農業協同組合	対策の実施指導、被害実態調査
日高町猟友会(2分会)	捕獲の実施(銃猟・わな猟)
日高町農業委員会	農地の保全指導、被害実態調査
地元生産者代表	耕作放棄地や放任果樹等の適正管理及び地域の点検

- (注) 1 関係機関等で構成する被害防止対策協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
 - 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
和歌山農業共済組合	農業共済制度による被害情報の提供

- (注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
 - 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 - 3 被害防止対策協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

日高町鳥獣被害対策実施隊を平成25年度より組織し、対象鳥獣の捕獲及び情報収集等を行い、被害防止対策を適切に実施する。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
 - 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体系図等があれば添付する。

日高町長

町長より隊員として指名及び任命された者



日高町鳥獣被害対策実施隊

- ・対象鳥獣の捕獲・防除について、住民への普及啓発の実施
- ・地域ぐるみの追い払い体制の構築への指導・助言
- ・防護柵や箱わななどの設置支援

隊長:日高町産業建設課長

隊員:町長より指名及び任命された者。定員おおむね20名以内。

(4) その他被害防止対策の実施体制に関する事項

日高町鳥獣被害対策協議会が中心となり、対策を推進していくが、関係団体、各地区、農家等においても積極的な参加を促し、集団での取組を進めていく。

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。
- 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

着実な被害軽減のためには、防護・捕獲・地域の環境整備の3本柱を基本とした対策が重要であり、獣害をひとりひとりの問題として捉え、集落をあげて取り組めるよう推進していくことが重要であると認識している。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。